

原子力発電事故の損害賠償について

～福島原発震災 2011 (SDP18)～

白井 安彦 (NPO 安全工学研究所)、加部 隆史 (NPO 安全工学研究所)

1. はじめに

3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災とそれに伴う津波により、福島第一原子力発電所では、全電源喪失状態に陥り、安全を確保するために必要不可欠な①原子炉を止める②原子炉を冷却する③放射性物質を閉じ込めるといった機能のうち、②と③が失われ、原子力発電の事故の深刻度を示す「国際評価尺度 (INES)」に基づく評価がレベル7と認定される深刻な事故が発生し、4ヶ月以上を経過した現在もなお収束の目処がたたない状況にある。

原子力施設において発生した事故により、原子力損害が生じた場合は、被害を被った者を救済する必要があり、電気事業者 (今回の場合は東京電力が主体) 及び国がその損害賠償責任を負うことになる。

しかしながら、現状では被害者に対して仮払金としてが支払われたに過ぎず、速やかに損害賠償の対象者及び損害項目を決定し、被災者に対して補償を行う必要がある。

そこで日本の原子力制度の概要、過去の賠償事例、福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の指針、損害賠償額算定の基礎となる経済データ等について調査した結果を以下で報告する。

2. 日本の原子力損害賠償制度

原子力発電、原子燃料製造、再処理など原子力施設等において発生した事故により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度は、原子力損害が生じたことにより被害を被った者の救済を目的とする 1961 年制定の原子力損害の賠償に関する法律により定められている。

本法律では、以下の事項が定められている⁽¹⁾。

- ①賠償責任は、その事故の過失・無過失を問わず、原子力事業者が無限の賠償責任を負う。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない
- ②賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入、国と原子力損害賠償補償契約を締結すること等、損害賠償措置を講じることを義務付けられている。賠償措置額は原子炉の運転等の種類により異なり、通常の商業規模の原子炉の場合 1200 億円、高濃縮ウランを扱う加工事業者には 240 億円となっている。
- ③賠償措置額 (今回の福島第一原子力発電所の事故は、商業用原子炉の運転に関する事故であるので

1,200 億円) を超える原子力損害が発生した場合、国が原子力事業者に必要な援助を行うことを可能とすることで被害者救済に遺漏がないよう措置する。

今回の福島原子力発電所の事故は、巨大な地震及び津波が発端となり発生した事故であるが、政府は福島第一原子力発電所を運転している東京電力に対して免責を行わない方針を示している。また今回の事故による損害額は明らかになっていないが、事故の規模を考慮すると、賠償措置額である 1,200 億円を超える事は自明であり、被害者の救済を不備なく行うには、国の援助が必要であるといえる。

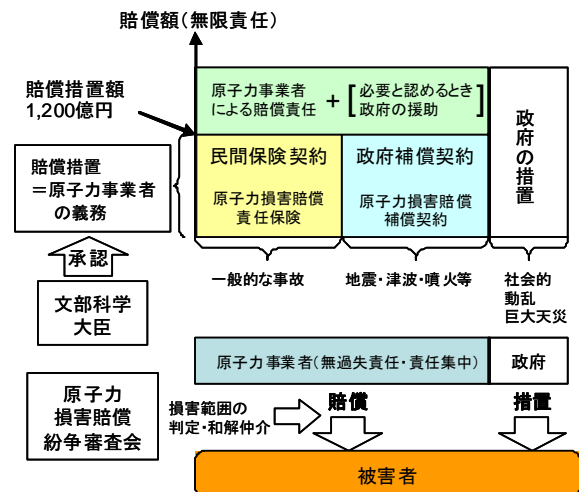


図1.日本の原子力損害賠償制度

3. JCO 臨界事故における損害賠償

3.1. JCO 臨界事故概要

今回発生した福島第一原子力発電所の事故にともなう損害賠償を検討するうえで参考なる事例としては、1999年に茨城県東海村の核燃料加工施設において株式会社 JCO が起こした臨界事故における損害賠償があげられる。

本件事故の経緯は次のとおりである。高速増殖炉「常陽」の MOX 燃料 18.8%濃縮ウランの均一化工程において、管理量を超えるウラン溶液を沈殿槽に注入したことから臨界状態となりおよそ 20 時間臨界状態を継続するといった事態を生じた。

JCO 臨界事故発生からの避難対応は次のとおりである。事故当日 9 月 30 日 15:00 に 350m 圏内住民避難要請、周辺道路の交通規制が敷かれ、3km 以内の立ち入り禁止となり、同 22:30 に半径 10km 圏内住民

(10万世帯 約31万人)の屋内退避要請が発せられた。翌日16:40に屋内退避要請が解除され、10月2日18:30に350m圏内の避難要請も解除された。

JCO 臨界事故に伴う放射性物質の放出による被曝者は下表のとおりである⁽²⁾。

表1. JCO 臨界事故の被曝者

分類	人数	被曝放射線量	備考	
JCO 作業者	事故発生時作業者	16~20GyEq(実測)	死亡	
		6~10GyEq(実測)	死亡	
		1~4.5GyEq(実測)		
	水抜きまたはホウ酸注入作業者	24人	0.6~48mSv(実測)	
	その他1	49人	0.6~47.4mSv(実測)	
その他2	96人	0.06~16.6mSv(推定)		
行政職員	政府関係	57人	0.1~9.2mSv(実測)	
	消防署員	3人	4.6~9.4mSv(実測)	
周辺住民	7人	6.7~16mSv(実測)		
	200人	0.01~21mSv(推定)		

出所：(株)ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故による人への線量の状況と今後の取組みについて(科学技術庁事故調査対策本部)

3.2. 損害賠償の概要

賠償交渉は、加害者であるJCOだけでは対応困難な状況が生じたため科学技術庁(当時)の委託のもと「原子力損害調査研究会」が、損害賠償の基本的な考えを取りまとめ、その後茨城県、東海村の協力を得てJCOと被害者の賠償交渉が行われ、ほとんどの案件は、原子力損害賠償紛争審査会への申し立てを経ることなく損害賠償金が確定した。

賠償すべき対象として認められた損害項目を下記に示す⁽³⁾。

①身体の傷害

請求者の身体の障害が、事故によって放出された放射線等による放射線障害(急性放射線障害又は晩発性放射線障害)であると認められる場合。

②検査費用

(対象：人) 本件事故の発生から避難要請の解除までの間のいずれかの時点で区域内に居た者が身体の傷害の有無を確認する目的で受けた検査費用を支出した場合。

(対象：物) 本件事故の発生当時区域内にあり、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的である場合など。

③避難費用

屋内退避勧告の区域内の居住者が、避難のために交通費、宿泊費等を支出した場合。

屋内退避勧告の区域内の居住者が、区域外の滞在を余儀なくされた場合で宿泊費等を支出した場合。

④財物汚損

動産：事故発生当時に区域内にあり、その種類、性質及び取引態様等から、当該財物の価値が失われたものと認められる場合など。

不動産：本件事故により、不動産価格が下落したにも関わらず、一定期限内に売却せざるをえなかった場合など。

⑤休業損害

屋内退避勧告の区域内に居住地、勤務地等がある者が、行政措置により就労が不能となり給与等の減収が生じた場合など。

⑥営業損害

県内で収穫される農畜産物及びそれらに関連する営業等において、減収が認められる場合など。

平成22年5月13日現在の補償金確定の合意状況は、賠償金額154億円、合意件数6,983件となっている。

4. 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針

福島第一原子力発電所の事故に対する損害賠償に関して、対象区域及び損害項目の指針が、原子力損害賠償紛争審査会において検討されており、2011年7月19日に中間指針の論点(案)として公表されている⁽⁴⁾。

4.1. 政府による避難等の指示等に係る損害

政府による避難等の指示等に係る損害とは下表に示す区域内に生活の本拠がある住居者が被った損害のことであり、対象区域に係る避難をした者と滞在している者に分類し損害項目が定められる。

表2 損害賠償の対象区域一覧

区域名	市町村
警戒区域	福島第一原子力発電所から半径20km圏内(双葉町、大熊町、富岡町の全域及び南相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村、田村市の一部)
屋内退避区域	福島第一原子力発電所から半径20km~30km圏内※1
計画的避難区域※2	葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部
緊急時避難準備区域※2	広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部
特定避難勧奨地点	伊達市霊山町の一部、伊達市月館町の一部、南相馬市鹿島区の一部、南相馬市原町区一部

※1 4月計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に変更

※2 福島第一原子力発電所から半径20km圏内は除く

出所：第11回原子力損害賠償紛争審査会資料「中間指針の論点の整理」

A. 対象区域に係る避難等をした者に係る損害

(1)検査費用(対象：人)

事故発生以降、避難対象者のうち、対象区域内で屋内退避した者、又は対象区域区域内から区域外へ避難した者が、放射性物質の被曝有無の確認する目的で検査した場合において、負担した検査費用及び付随費用（検査のための交通費等）が賠償すべき損害として認められる。

(2)避難費用

避難等対象者が負担した以下の費用が賠償すべき損害として認められる。ただし避難指示の解除以降に避難を開始した者、及び6月20日以降に緊急時避難準備区域から区域外に避難を開始した者のうち、子ども、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者は、対象者から除く。

(3)一時立入費用

避難対象者のうち警戒区域内に住居する者が、市町村が実施する一時立入に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等が、賠償すべき損害として認められる。

(4)帰宅費用

避難対象者が、対象区域の指定解除に伴い、対象区域内の住居に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用が、賠償すべき損害として認められる。

(5)生命・身体的損害

避難対象者が負担した以下の費用が賠償すべき損害として認められる。

①避難等を余儀なくされたため、傷害を追い治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかる又は死亡により生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等。

②避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度の健康状態の悪化（精神的障害を含む）等を防止するために、増加した診断費、治療費、薬代等。

(6)精神的損害

避難対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも以下は賠償すべき損害として認められる。ただし(5)の生命・身体的損害を伴わないものに限る。

①対象区域から避難し、引き続き区域外に長期間滞在することを余儀なくされた者、及び対象区域内に生活の本拠となる住居を有し、かつ事故発生時は区域外に居り、引き続き区域外に長期滞在することを余儀なくされた者が、自宅以外での長期間の生活を余儀なくされることにより正常な日常生活の維持・継続が長期にわたり著しく阻害されたため生じた精神的苦痛

②屋内退避区域の指定が解除されるまで、屋内退避を余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされることにより正常な日常生活の維持・継続が長期間著しく阻害されたため生じた精神的苦痛

上記①及び②に係る精神的損害の金額は、前記(2)避難費用のうち生活費の増加費用と合算し一定額として損害額を算定する。上記①、②に該当する者であれば、年齢や世帯人数に係らず、個人が賠償の対

象となる。

上記①の損害額は、以下の3段階に分け算定する。

表3. 精神的な損害賠償金額の目安

期間	賠償金額
事故発生から6ヶ月 (第1期)	1人当り月額10万円 ただし避難所において生活をした期間は月額12万円
第1期終了から6ヶ月 (第2期)	1人当り月額5万円
第2期終了から終期 (第3期)	別途算定

出所：第11回原子力損害賠償紛争審査会資料1「中間指針の論点の整理」

ただし始期は2011年3月11日、終期は対象者が対象区域内の住居に戻る事が可能となった日とする。ただし緊急時避難準備区域内に生活の本拠となる住居がある対象者（子ども、妊婦、要介護者、入院患者等）であり、6月20日以降に避難した者、及び特定避難勧奨地点から避難した者については、実際に避難した日を始期とする。

(7)営業損害

従来、対象区域内で事業を営んでいた者（特定避難勧奨地点が設定され避難した事業者を含む）が、避難等の指示があったことにより、事業に支障が生じ、減収のあった営業、取引等について、減収分が賠償すべき損害として認められる。

上記減収分とは、事故がなければ得られた収益から、事故により負担を免れた費用を控除した額（以下「逸失利益」とする。収益には、商品やサービスの売上高のほか、事業実施に伴い得られたであろう交付金がある場合、これらを含む。費用には、売上原価や販売費・一般管理費が含まれる。

また、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品、営業資産の廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用）も、賠償すべき損害として認められる。

さらに、指示解除後も、指示により事業に支障が生じたための減収分、事業の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、賠償すべき損害として認められる。

倒産、廃業した場合、営業資産の価値が喪失又は減少した部分、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用が、賠償すべき損害として認められる。

(8)就労不能等に伴う損害

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者について、避難を余儀なくされたことにより就労が不能になった場合、給与等の減収分及び必要なかつ合理的費用が賠償すべき損害として認められる。就労不能等に伴う損害の終期については、転職等により対応する可能性があり一定の限度があること、早期の

転職や臨時の就労等特別の努力を行う者が存在することに留意して、決定する必要がある。

(9)検査費用(対象：物)

対象区域内にあった商品を含む財物が、その性質等から検査により安全を確認することが必要かつ合理的であり、又は取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合には、被害者が負担した検査費用は、賠償すべき対象として認められる。

(10)財物価値の喪失又は減少

財物につき、発生した以下の事象については、賠償すべき損害として認められる。

①政府等の指示により避難等を余儀なくされたため、対象区域内に所有していた財物の管理が不能等になったため、価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な追加費用（廃棄費用等）について、賠償すべき対象として認められる。

②財物の価値を喪失又は減少させる程度の放射性物質を被爆した場合、それ以外でも、平均的・一般的な人の認識を基準に、財物の種類、性質及び取引態様等から、原子力事故により当該財物の価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な追加費用（除染費用等）について、賠償すべき対象として認められる。

・①、②について、除染や修理費用は、原則財物の客観的価値の範囲に限定するが、文化財や農地など代替性がない又は低い財物については、客観的価値を超える賠償も認められる。

・賠償の基準となる財物の価値は、原則事故発生時点における財物の時価とするが、算出が困難な場合は合理的な額の簿価とする。

・売買契約、賃貸借契約等の不動産関連の契約に係る損害は、契約成立の確実性及び契約等の理由の相当性から判断し、損害が認められる。

③対象区域内に所有又は管理する財物の管理が不能となる、又は放射性物質に被爆することによる価値の喪失又は減少を防ぐために、所有者等が支出した費用は、賠償すべき損害として認められる。

B. 対象区域内に滞在している者に係る損害

A.対象区域に係る避難等をした者に係る損害のうち、(1)検査費用（対象：人）、(7)営業損害、(8)就労不能等に伴う損害、(9)検査費用(対象：物)、(10)財物価値の喪失又は減少が、賠償すべき損害として認められる。

4-2. 政府による航行危険区域設定等に係る損害

対象は、航行危険区域等、飛行禁止区域とする。

(1)営業損害

①航行危険区域等の設定により、漁業者が、対象区域内での操業又は航行の断念を余儀なくされた事により、減収又は迂回のため費用が増加した場合は、減収分及び費用の増加分、内航海運業者又は旅客船

事業者が、同区域での航行不能により迂回のため費用が増加した分及び減収があった場合は、増加費用及び減収分が、賠償すべき損害として認められる。

②飛行禁止区域の設定により、航空運送事業者が、同区域を迂回したことにより費用が増加した場合、増加した費用が、賠償すべき損害として認められる。

(2)就労不能等に伴う損害

同区域での操業が不能になった漁業者もしくは内航海運業者又は航空運送事業者の経営状態が悪化したため、勤務者が就労不能等を余儀なくされた場合は、給与等の減収分及び追加的費用が、賠償すべき損害として認められる。

4-3. 農林水産物の出荷制限指示等に係る被害

対象は、農林水産物（加工品を含む。以下同様。）の出荷、作付けその他生産及び流通に関する制限又は農林水産物の検査について、政府が行う指示（地方公共団体、政府又は地方公共団体の関与のもと生産者団体が行うものを含む）等に伴う損害とする。該当する指示には、出荷制限指示、作付け制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指示等のほか、暫定規制値を超える放射性物質が検出された食品についての食品衛生法による出荷、使用等の禁止が含まれる。

(1)営業損害

農林漁業者が、同指示により事業に支障が生じたことによる減収及び負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用、汚染された生産資材の更新費用等）、事業への支障を避けるための追加的費用（代替飼料等の購入費用等）は、賠償すべき損害として認められる。

同指示の対象品目を仕入れ又は加工した加工・流通業者が、同指示により、事業に支障が生じたことにより減収又は追加的費用は、賠償すべき損害として認められる。

さらに同指示解除後も、同指示により減収があった場合は、減収分、又同指示解除後に、事業再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、賠償すべき損害として認められる。

(2)就労不能等に伴う損害

出荷制限指示等により、同指示の対象となった農林漁業者及び(1)の加工・流通業者の経営状態が悪化したため、勤務者が就労不能等を余儀なくされた場合は、給与等の減収分及び追加的費用が、賠償すべき損害として認められる。

(3)検査費用（対象：物）

出荷制限指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者及び農林水産物の加工・流通業者が負担を余儀なくされた費用は、賠償すべき損害として認められる。

4-4. その他政府指示等に係る損害

対象は、4-1、4-3 に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が行う指示等（水道水の摂取制限指導、放射性物質が検

出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導等)に伴う損害。

(1)営業損害

制限指示等に伴い、事業に支障が生じたことによる減収分、負担した追加的費用(商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等)、事業への支障を避けるための追加的費用(代替水の提供費用、除染費用等)は、賠償すべき損害として認められる。さらに同指示解除後も、同指示により減収があった場合は、減収分、また、同指示解除後に、事業再開のために生じた追加的費用も、賠償すべき損害として認められる。

(2)就労不能等に伴う損害

制限指示等に伴い、同指示等の対象となった事業者の経営状態が悪化したため、勤務者が就労不能等を余儀なくされた場合は、給与等の減収分及び追加的費用が、賠償すべき損害として認められる。

(3)検査費用(対象:物)

制限指示等に基づき行われた検査に関し、事業者が負担を余儀なくされた費用は、賠償すべき損害として認められる。

4-5. 風評被害

一般的基準

消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理的に認められる場合において、消費者又は取引先が商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を風評被害とする。

損害項目

(1)営業損害

取引数量との減少又は取引価格の低下による減収分及び追加的費用(商品の返品費用、廃棄費用等)

(2)就労不能等に伴う損害

(1)の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、勤務者が就労不能等を余儀なくされた場合の、給与等の減収分及び追加的費用。

(3)検査費用(対象:物)

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査の費用

対象となる業種

- ①農林漁業・食品産業②観光業③製造業④輸出入業
- 対象地域⁽⁵⁾

表4 風評被害の対象地域

	営業損害対象	検査費用対象
農作物	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉	左記対象県において取引先要求及び風評被害防止のための検査
茶葉	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、静岡	
畜産物※	福島、茨城、栃木	
水産物	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	北海道～神奈川の政府指示の検査

観光業	5月までの訪日外国人客の取消損害は全国
-----	---------------------

出所:第11回原子力損害賠償紛争審査会資料2「いわゆる風評被害の事例」

※栃木は牛肉のみ

4-6. 間接被害

一般的基準

4-1、4-5で賠償の対象として認められる損害(以下「第一次被害」)が生じた事により、一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」)以外の者(以下「間接被害者」)が一次被害者と一定の関係にあった事により、生じた被害を、間接被害とする。

間接被害者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性のない場合、損害と認められ、具体的には以下の類型が挙げられる。

- ①事業の性質上、販売先が地域的に限られる事業者の被害で、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴い必然的に生じたもの。
- ②事業の性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴い必然的に生じたもの。
- ③原材料及びサービスの性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴い必然的に生じたもの。

損害項目

(1)営業損害

第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び追加的費用。

(2)就労不能等に伴う損害

(1)の営業損害により、間接被害者の経営状態が悪化したため、勤務者が就労不能等を余儀なくされた場合の、給与等の減収分及び追加的費用。

4-7. 放射線被爆による損害

事故の復旧作業に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、事故に係る放射線被爆による急性又は晩発性の放射線障害により、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかる又は死亡により生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は、賠償すべき損害として認められる。

4-8. その他

(1)被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整

事故により原子力損害を被った者が、同時に事故により一定の利益を受けたと評価できる場合は、損害と利益の間に同質性が認められる限り、公平の見地から、利益の額を損害額から控除すべきである。(一般の不法行為上の損益相殺の法理と同様)

(2)地方公共団体の財産的損害

地方公共団体が所有する財物に関する損害及び地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業(上下水道事業、病院事業等)に関する損害は、事業者等に関する基準に照らし賠償すべき損害の範囲

を判断する。

5. 損害賠償の算定する際の基準となるデータ

5-1. 対象地域及び福島県の主要経済指標

福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償の対象となる地域及び福島県の主要経済指標を下表に示す^{(6)、(7)}。

損害賠償の対象項目のうち、福島県内の営業損害については福島県県民総生産から福島県民雇用者報酬を差し引いた金額が、就労不能等に伴う損害については福島県内の市町村民雇用者報酬が、算定の基準となると考えられる。

表5 対象地域及び福島県の主要経済指標

市町村名	市町村民所得[億円]	雇用者報酬[億円]	市町村民総生産[億円]
相馬市	1,042	641	1,629
南相馬市	1,862	1,185	2,644
広野町	306	110	1,000
檜葉町	359	145	1,099
富岡町	621	340	1,291
川内村	59	42	78
大熊町	538	253	1,470
双葉町	322	146	889
浪江町	534	367	607
葛尾村	25	17	35
飯館村	107	72	140
伊達市※	1,542	1,074	1,646
田村市※	893	608	1,034
川俣町※	342	233	417
合計	8,552	5,234	13,980
福島県計	56,297	36,754	76,669

※印の市町については、対象区域でない地区を含む。

出所：2008年度福島県市町村経済計算等

5-2. 対象地域及び福島県の住民人口及び世帯数

対象地域及び福島県の住民人口及び世帯数を下表に示す⁽⁸⁾。なおデータは2010年度国勢調査の統計結果である。

表6 対象地域及び福島県の住民人口及び世帯数

市町村名	人口	世帯数
相馬市	37,796	13,240
南相馬市	70,895	23,643
広野町	5,418	1,810
檜葉町	7,701	2,576
富岡町	15,996	6,141
川内村	2,821	950
大熊町	11,511	3,955
双葉町	6,932	2,393
浪江町	20,908	7,171
葛尾村	1,531	470
新地町	8,218	2,461
飯館村	6,211	1,733

伊達市※	66,081	20,930
田村市※	40,434	11,932
川俣町※	15,569	5,178
合計	318,022	104,583
福島県計	2,028,752	720,587

※印の市町については、対象区域でない地区を含む。

出所：2010年度国勢調査

対象地域から伊達市、田村市、川俣町を除いた人口約20万人、約66,000世帯程度が、これが政府の避難等の指示等に係る損害に関する補償の対象となる住民の基準値となる。

6. おわりに

3月11日の東日本大震災を起因として発生した福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電の事故の深刻度を示す「国際評価尺度（INES）」に基づく評価がレベル7と認定される深刻な事故であり、現時点において想定されている賠償すべき損害だけをみても、多岐に渡ることが明らかとなった。これらの損害に対する賠償は、原子力発電の発電コストに必然的に組み込まれ、「SDP17 原子力発電は本当に安いのか？」において賠償金額を4兆円と仮定したがさらに増大する可能性が極めて高い。

原子力発電所において、大量の放射性物質を長期間に渡り放出するような重大事故が発生した場合、人類、経済、社会、環境に与える影響は、極めて甚大であり、かつ与えた損害に対する賠償極めて大きい事は明らかであり、これらを考慮した上で、日本のエネルギー政策上、原子力発電をどのように位置づけるかを決定する必要がある。

参考文献

- (1) 原子力損害賠償に関する法律、昭和三十六年六月十七日法律第四百七十七号
- (2) 「(株)ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故による人への線量の状況と今後の取組みについて」、第5回原子力委員会資料第3号、科学技術庁事故調査対策本部、2000年
- (3) 「原子力損害調査研究会最終報告書」、原子力損害調査研究会、2000年
- (4) 「中間指針の論点の整理(案)」、原子力損害賠償紛争審査会(第11回)配付資料1、2011年
- (5) 「いわゆる風評被害の事例」、原子力損害賠償紛争審査会(第11回)配付資料2、2011年
- (6) 「福島県市町村経済計算年報2008年度版」、福島県企画調整部統計分析課、2011年
- (7) 「福島県県民経済計算年報2008年度版」、福島県企画調整部統計分析課、2011年
- (8) 「平成22年国勢調査速報—福島県の人口・世帯数—」、福島県企画調整部統計分析課、2010年

(2011.07.27, kabe@safetylabo.com)